

陳情回答書

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【Ⅰ】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

民生課

介護保険事業計画を策定していく中で検討していきます。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

(2)介護保険利用の際の手続き

- ★①介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

民生課

地域包括支援センターと連携し、案内を行っております。

- ②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

民生課

要介護認定申請を拒むものではありません。

(3)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

民生課

平成27年3月に特別養護老人ホームが開所しました。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

民生課

国の指針に基づいて適用しています。

(4)総合事業について

- ★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

民生課

訪問、通所サービスともに現行相当サービスを設けております。

- ②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

民生課

今のところ、町独自助成を行う考えはありません。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

- ① サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

民生課

介護予防活動支援事業費補助金により助成しています。

- ② 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

★(6) 障害者控除の認定について

- ① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

税務課

障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていませんので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

- ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

民生課

自主申請により認定書の交付を行っておりますので、個別に送付することは考えておりません。

2. 国保の改善について

- ★① 保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

保険医療課

財源の問題もあり、考えておりません。

- ★② 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

保険医療課

財源の問題もあり、考えておりません。

- ★③ 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

保険医療課

発行していません。

- ④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

保険医療課

短期保険証を交付する際の面談等により、生活実態把握に努めています。差押え等の滞納処分については、納付約束を守らない等の滞納者に対して、納税の公平性を保つために行っていく方針です。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

保険医療課

国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱では、基準生活費の115%以下の世帯が免除、115%超え130%以下の世帯が1/2免除、130%超140%以下の世帯が徴収猶予としています。制度の周知は、広報等で行っています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

収納課

当然のことながら、法律で差押が禁止されている財産については、差押を行っていない。
納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納に向けた相談に応じ、分納などで対応をしている。
また、調査の結果、滞納処分することができる財産がないと判断した場合は、滞納処分の執行を停止している。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行っております。電話及び窓口へ保護の相談があれば、速やかに県福祉事務所へ通報し、適切に対応しています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

民生課

現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導に対応しております。

- ③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行っており、調査等も対応しております。

④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行っておりますので、その保護の支給内容についても、県福祉事務所が対応しております。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

現行の制度で行っていく考えです。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

平成24年4月から通院に伴う医療費を中学校卒業まで拡大を行ったが、それ以上の拡大は考えておりません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

財源の問題もあり、考えておりません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

子育て支援課

愛知県において子どもの貧困に関する実態調査が実施され、分析結果について市町村にフィードバックされているため、子どもの貧困率を町独自で調査する予定はない。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

子育て支援課

自立支援計画を策定する予定はないが、自立支援給付金については愛知県が実施している。また、ひとり親家庭等の児童を一時的に養育・保護するため、平成27年度から子育て短期支援事業を実施している。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

学校教育課

現在、生活保護基準の1.2倍未満の世帯が対象。1.4倍以下の世帯とするかどうかは、検討中です。

年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して4月に制度の案内チラシを学校から配布し、広報にも案内を掲載しています。

入学準備金については、新学期開始前に支給できるよう検討しています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

学校教育課

子どもの貧困対策としてではありませんが、平成28年度より社会教育課において「スタディ サポートクラブ(SSC)」を組織し、学習習慣や基礎学力が十分についていない中学生に対し、学習支援を通して、基礎学力及び自学自習の定着を図り、学力の向上を図ることを目的とした取り組みを行っています。

したがって、現段階では子どもの貧困対策としての「無料塾」や「こども食堂」への支援は考えておりません。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

学校教育課

学校給食法によって施設・設備経費・職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者の負担とすることが定められています。町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金を出して支援しています。

- (3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

子育て支援課

本町が認可した小規模保育事業は平成28年度から連携施設を確保した。また、0歳から6歳まで入所可能な認可保育所について、平成30年度からの開設で新設の予定。

- (4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

子育て支援課

障害児又は発達障害児を保育するため担当保育士を加配した民間保育所等に対しては、町独自の補助を行っている。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

民生課

グループホーム等社会資源については、圏域単位などの規模で検討していくことが必要と考えております。また、障害福祉サービスの利用時間については、必要な時間の給付ができています。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

民生課

原則、通園・通学・通所・通勤については認めておりませんが、短期あるいは緊急などの必要な場合については柔軟に対応しております。

入所者、病院等での診療、待ち時間等については、今のところ認めておりません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

1)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

2)障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

民生課

非該当になった場合、支給時間の削減はしておりません。

⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

住民課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

以上